

(独)住宅金融支援機構のフラット35S

平成25年度予算案
補助金 162.85億円の内数

耐震性や省エネルギー性等に優れた住宅の供給促進のため、証券化支援の枠組みの下で住宅ローンの金利引下げを行う制度。

対象とする住宅

- ① 耐震性、省エネルギー性、バリアフリー性及び耐久性・可変性のうちいずれかの性能が優れた住宅
- ② 省エネルギー性又はバリアフリー性について一定の性能を備えた既存住宅

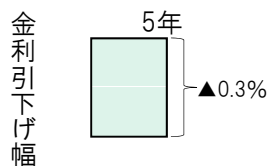
フラット35Sの金利引下げ措置の内容

- 耐震性等の性能が優れた住宅を取得する場合は、**当初5年間**の金利を**0.3%引き下げる**。
- **長期優良住宅等の特に優れた住宅**を取得する場合は、**当初10年間**の金利を**0.3%引き下げる**。

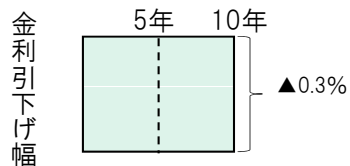
耐震性等の性能が優れた住宅

長期優良住宅等の特に優れた住宅

金利引下げ期間



金利引下げ期間



フラット35Sの金利引下げ措置の対象となる住宅の基準の概要

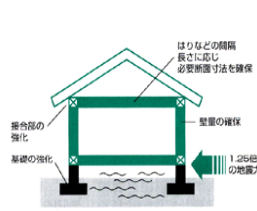
○ 耐震性等の性能が優れた住宅

耐震性の推進

《耐震性に優れた住宅》

従来より強い地震力に対して倒壊、崩壊等しない程度の性能が確保された住宅（免震住宅を含む）

- 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上又は免震建築物であること。

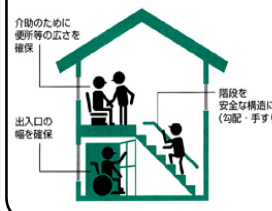


バリアフリー化の推進

《バリアフリー性に優れた住宅》

介助用車いす使用者が、移動、入浴等の基本的な生活行為を行うための措置が確保された住宅

- 高齢者等配慮対策等級3以上であること。

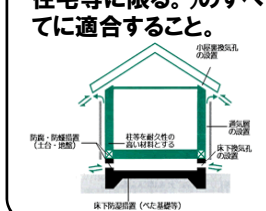


耐久性・可変性の推進

《耐久性・可変性に優れた住宅》

長期の安定した居住を可能とする耐久性を有し、模様替え等の容易性について適正な水準が確保された住宅

- 劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策（更新対策については共同住宅等に限る。）のすべてに適合すること。

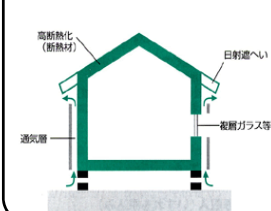


地球温暖化対策の推進

《省エネルギー性に優れた住宅》

居住空間を断熱材で包み込むことにより、従来より高い水準の断熱性を実現した住宅

- 省エネルギー対策等級4であること。



○ 長期優良住宅等の特に優れた住宅

耐震性の推進

- 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3であること。（数百年に一度程度で発生する地震の1.5倍の地震力に対して倒壊、崩壊等しない程度の性能）

バリアフリー化の推進

- 高齢者等配慮対策等級4以上であること。（共同住宅は共用部分のみ）（等級3より緩やかな階段勾配、玄関及び脱衣室に手すり設置、等級3より広い寝室・便所・浴室等）

耐久性・可変性の推進

- 長期優良住宅であること。
- ・省エネルギー対策等級4
- ・劣化対策等級3に加えて、床下及び小屋裏点検口の設置、一定の床下空間の確保等の措置
- ・原則維持管理等級3
- ・定期的な点検・補修等に関する計画の策定 等

地球温暖化対策の推進

- 「エネルギーの仕様の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建設主の判断の基準」に適合する住宅

- 認定低炭素住宅

（注）上記の他、既存住宅を対象とした省エネルギー性及びバリアフリー性の基準がある。

平成24年度補正予算案・平成25年度予算案 ～ 住宅関連補助制度の抜粋

今後、国会審議等により正式に決定されるものです。

○ 地域型住宅ブランド化事業 (国土交通省H25予算 予算額:他事業と併せて90億円)

中小住宅生産者により供給される、地域材を活用した、地域の気候・風土にあった長期優良住宅の供給を支援 補助:100万円/戸

○ 木材利用ポイント (農林水産省H24補正予算 予算額:410億円)

地域材を活用した木造住宅の建築、内装木質化、木製品等の購入の際に、「木材利用ポイント」を付与し、地域の農林水産物との交換等を行う。

○ 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業

(国土交通省H25予算 予算額:他事業と併せて171億円)

中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みを支援 補助額:165万円/戸

○ ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)支援事業

(国土交通省・経済産業省H25予算 予算額:他事業と併せて110億円)

ZEHの普及促進を図り、高性能設備機器と制御機構等の組合せによる住宅のゼロエネ化に資する住宅システムの導入を支援 補助率 1/2

○ スマートマンション導入加速化推進事業

(経済産業省H24補正予算 予算額:130.5億円)

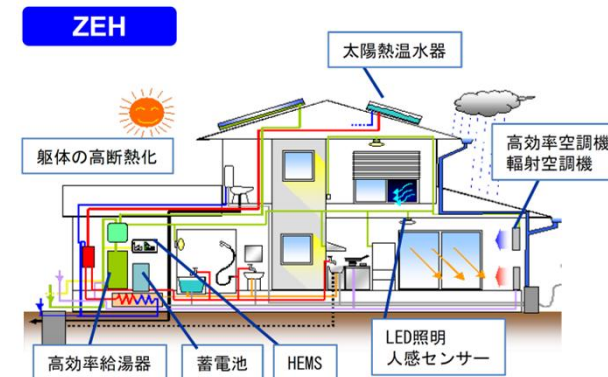
マンションにおいて、アグリゲーターを通じて導入されるMEMS
(マンションエネルギーマネジメントシステム)の設置費用の一部を補助
補助率 1/3

○ 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業 (国土交通省H24補正予算 予算額:50億円)

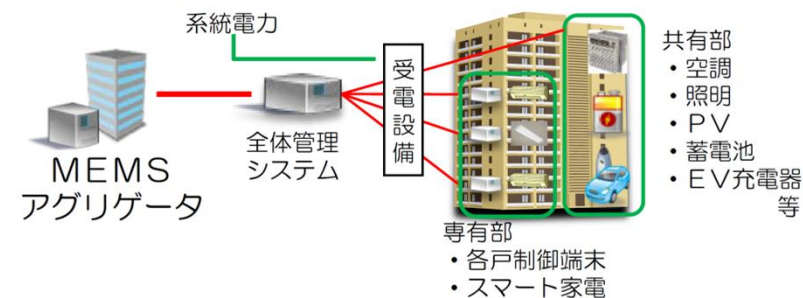
住宅の省エネ改修に要する費用について1/3を補助 上限50万円/戸 (バリアフリー改修を行う場合は最大25万円を加算)

○ 住宅・建築物省エネ改修等推進事業 (国土交通省H25予算 予算額:他事業と併せて171億円)

住宅の省エネ改修に要する費用について1/3を補助 上限50万円/戸 (バリアフリー改修又は耐震改修を行う場合は最大25万円を加算)



<スマートマンションのイメージ>



平成25年度税制改正大綱における住宅ローン減税制度の拡充等

今後、国会審議、関連法制の改正により正式に決定されるものです。

住宅ローン減税

(参考) 消費税率 H26.4.1～8% H27.10.1～10%

認定住宅：認定長期優良住宅、認定低炭素住宅

入居年	区分	控除対象となる 年末ローン残高の上限	控除率	各年の控除限度額 (控除期間:10年間)	最大控除額	所得税で控除しきれなかった金額 を個人住民税から控除できる額
平成25年～ 平成26年3月	一般の住宅	2,000万円	1%	20万円	200万円	所得税の課税総所得金額×5% (最高97,500円)
	認定住宅	3,000万円		30万円	300万円	
平成26年4月～ 平成29年12月	一般の住宅	4,000万円	1%	40万円	400万円	所得税の課税総所得金額×7% (最高136,500円)
	認定住宅	5,000万円		50万円	500万円	

【注意】平成26年4月～欄の金額は、住宅の対価又は費用に含まれる消費税等の税率が8% (又は10%) の金額。それ以外の場合は、平成25年～平成26年3月までの金額が適用される。

【参考】平成25年度税制改正大綱(平成25年1月24日 自由民主党・公明党)P.5～より抜粋

「所得税に加え個人住民税による住宅ローン減税の拡充措置を講じてもおお効果が限定的な所得層に対しては、別途、良質な住宅ストックの形成を促す住宅政策の観点から適切な給付措置を講じ、・・・(中略)・・・、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和する。給付措置の具体的な内容については、・・・(中略)・・・一定の周知期間が必要であることを踏まえ、できるだけ早期に、遅くとも今夏にはその姿を示すこととする。」

登録免許税

所有権の保存登記	本則 0.4%	→ 軽減 0.15%	→ 長期優良住宅、低炭素住宅は0.1%
所有権の移転登記	本則 2.0%	→ 軽減 0.3%	→ 長期優良住宅は戸建:0.2%、マンション:0.1%、低炭素住宅は0.1%
抵当権の設定登記	本則 0.4%	→ 軽減 0.1%	

平成27年3月31日まで(改正大綱にて2年間延長) → 平成26年3月31日まで

不動産取得税

税率: 本則4% → 軽減3% (平成27年3月31日まで) 課税標準控除: 一般1,200万円 → 長期優良住宅 1,300万円 (平成26年3月31日まで)

贈与税

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、下表の金額までは非課税

贈与年	省エネ住宅 又は 耐震住宅※	左以外の住宅
平成25年	1,200万円	700万円
平成26年	1,000万円	500万円

※省エネ対策等級4、
耐震等級2以上
又は免震建築物

固定資産税

新築住宅について1/2に減額(平成26年3月31日まで)

一般住宅	当初3年間	→ 長期優良住宅は5年間
中高層耐火住宅	当初5年間	→ 長期優良住宅は7年間

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency上記は、平成25年度税制改正大綱(http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf)、国土交通省公表資料(http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002113.html)をもとに、住宅金融支援機構が作成したものです。上記に関する詳細や改良工事に関する税制優遇の内容等については、それぞれの公表資料をご参照ください。

H25.1.27 住宅技術情報室作成

の皆様へ

資料2-3

認定低炭素住宅の技術基準・手続きの概要

<抜粋版>

本資料は、現時点で、国の審議会や講習会等で提示された資料に基づいて作成しています。
今後、より詳細な運用ルールの整備等を通じて、内容の一部に変更が生じる可能性がありますので、ご注意ください。



平成25年2月6日作成

都市の低炭素化の促進に関する法律^(※)の概要^(※) 認定低炭素住宅の根拠法

公布：平成24年9月5日(法律第84号)

施行：平成24年12月4日

背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法律の概要

●基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

●民間等の低炭素建築物の認定

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

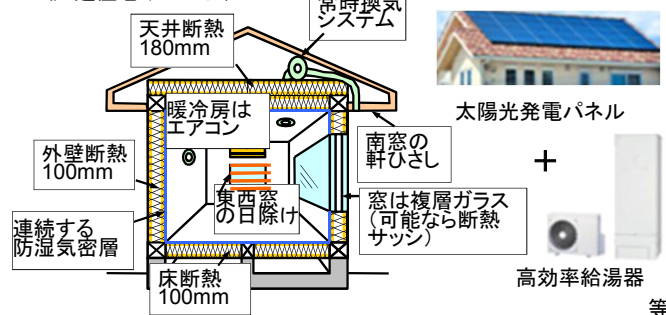
居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

【認定のイメージ】

〈戸建住宅イメージ〉



●低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - ✦民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
 - ✦建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - ✦バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO₂の排出抑制

建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 - ✦樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
 - ✦民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 - ✦占用許可の特例

都市の低炭素化の促進に関する法律の条文抜粋

(定義)

第2条 (中略)

3 この法律において「**低炭素建築物**」とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であつて、第54条第1項の認定を受けた第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(変更があつたときは、その変更後のもの)に基づき新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修が行われ、又は行われたものをいう。

(低炭素まちづくり計画)

第7条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の区域(都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域の区域(同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第4条第2項に規定する都市計画区域にあつては、同法第8条第1項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域。**第53条第1項において「市街化区域等」という。**)に限る。)であつて都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、低炭素まちづくり計画を作成することができる。

(低炭素建築物新築等計画の認定)

第53条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物

 **認定は市街化区域等内に限定されます。**

の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備(以下この項において「空気調和設備等」という。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。)**をしようとする者は、**国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)を作成し、**所管行政庁(建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。(以下、中略))の認定を申請することができる。**

 **認定するのは所管行政庁です。**

- あくまでも任意の制度です。
(認定を受ける・受けないは自由)
- 市街化区域等(市街化区域+用途地域が定められた未線引区域)に限定されます。
- 改正後の省エネ基準(一次エネルギー消費量+外皮熱性能)を上回る性能と、低炭素化に資する措置(節水措置など)が必要です。
- 共同住宅も対象です。

(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)

第54条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が**次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。**

一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、**エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する判断の基準を超え、**

 **「H25年1月改正の省エネ基準」を上回る性能が要求されます。**

かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。

 **加えて、その他の低炭素化に資する措置に関する基準に適合する必要があります。**
(平成24年12月4日経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)

二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
三 前条第2項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

(報告の徴収)

第56条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条において「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に基づく低炭素化のための建築物の新築等(次条及び第59条において「低炭素建築物の新築等」という。)の**状況について報告を求めることができる。**

(低炭素建築物の容積率の特例)

第60条 建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、第12項及び第14項・・・(以下、中略)に規定する建築物の**容積率**(以下、中略)**の算定の基礎となる延べ面積には、**同法第52条第3項及び第6項に定めるもののほか、低炭素建築物の床面積のうち、第54条第1項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、**算入しないものとする。**

政令(都市の低炭素化の促進に関する法律施行令)

第13条 法第60条の政令で定める床面積は、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの(当該床面積が当該低炭素建築物の延べ面積の20分の1を超える場合においては、当該低炭素建築物の延べ面積の20分の1)とする。

国土交通大臣が定めるもの(平成24年12月4日国土交通省告示1393号)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第13条に規定する低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる施設又は設備を設ける部分の床面積の合計とする。

- 一 太陽熱集熱設備
- 二 太陽光発電設備
- 三 燃料電池設備
- 四 コージェネレーション設備
- 五 地域熱供給設備
- 六 ヒートポンプ式熱源装置と併せて設ける蓄熱設備
- 七 蓄電池(床に据え付けられるものであつて、再生利用可能エネルギー発電設備と連系するものに限る。)
- 八 雨水、井戸水又は雑排水の利用設備

 **認定建築物では、低炭素化に資する設備について、通常の建築物の床面積を超える部分は、容積率算定の対象外となります。**

認定低炭素住宅の税制優遇等

税制

(1) 住宅ローン減税

【一般の住宅】

入居年	控除対象借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
平成25年	2,000万円	10年間	1.0%	200万円

【認定低炭素住宅】

入居年	控除対象借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
平成25年	3,000万円	10年間	1.0%	300万円

(2) 登録免許税

【一般住宅特例】

所有権保存登記	税率:0.15%
所有権移転登記	税率:0.3%

【認定低炭素住宅】

所有権保存登記	税率:0.1%
所有権移転登記	税率:0.1%

容積率の特例

低炭素化に資する設備(蓄電池、蓄熱層等)について、通常の建築物の床面積を超える部分は、容積率算定の対象外となります(ただし、延べ面積の20分の1が限度)。

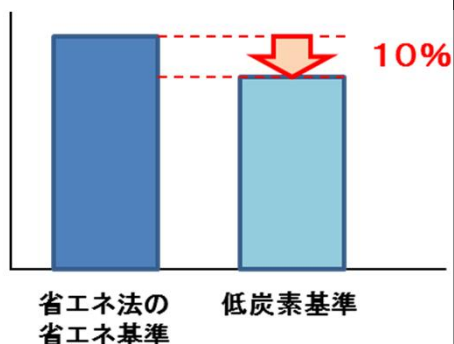
住宅ローン

【フラット35】S(金利Aプラン)の対象となります。

認定技術基準(全体構成)

建築物に係るエネルギーの使用の合理化 の一層の促進のために誘導すべき基準

省エネ法の省エネ
基準※¹に比べ、一次
エネルギー消費量が
▲10%以上となる
こと※²



+

省エネ法の省エネ基準※¹と同等以上の熱性能
※³を確保すること
(外皮[外壁、窓等]の熱性能)

※¹ H25年1月改正の省エネ基準

※² 従来の省エネトップランナー基準と同程度
(ただし、評価方法は異なる)

※³ 外皮平均熱貫流率基準等

+

建築物の低炭素化の促進のために 誘導すべきその他の基準

以下の①～⑧の2つ以上に該当すること

節水対策

- ① 節水機器の設置(次のいずれか)
ア 節水便器 イ 節水水栓 ウ 食器用洗浄機
- ② 雨水、井水又は雑排水の利用設備の設置

エネルギーマネジメント

- ③ HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の設置
- ④ 太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備
及びそれと連携した定置型蓄電池の設置

ヒートアイランド対策

- ⑤ 一定のヒートアイランド対策(緑化等)

建築物(躯体)の低炭素化

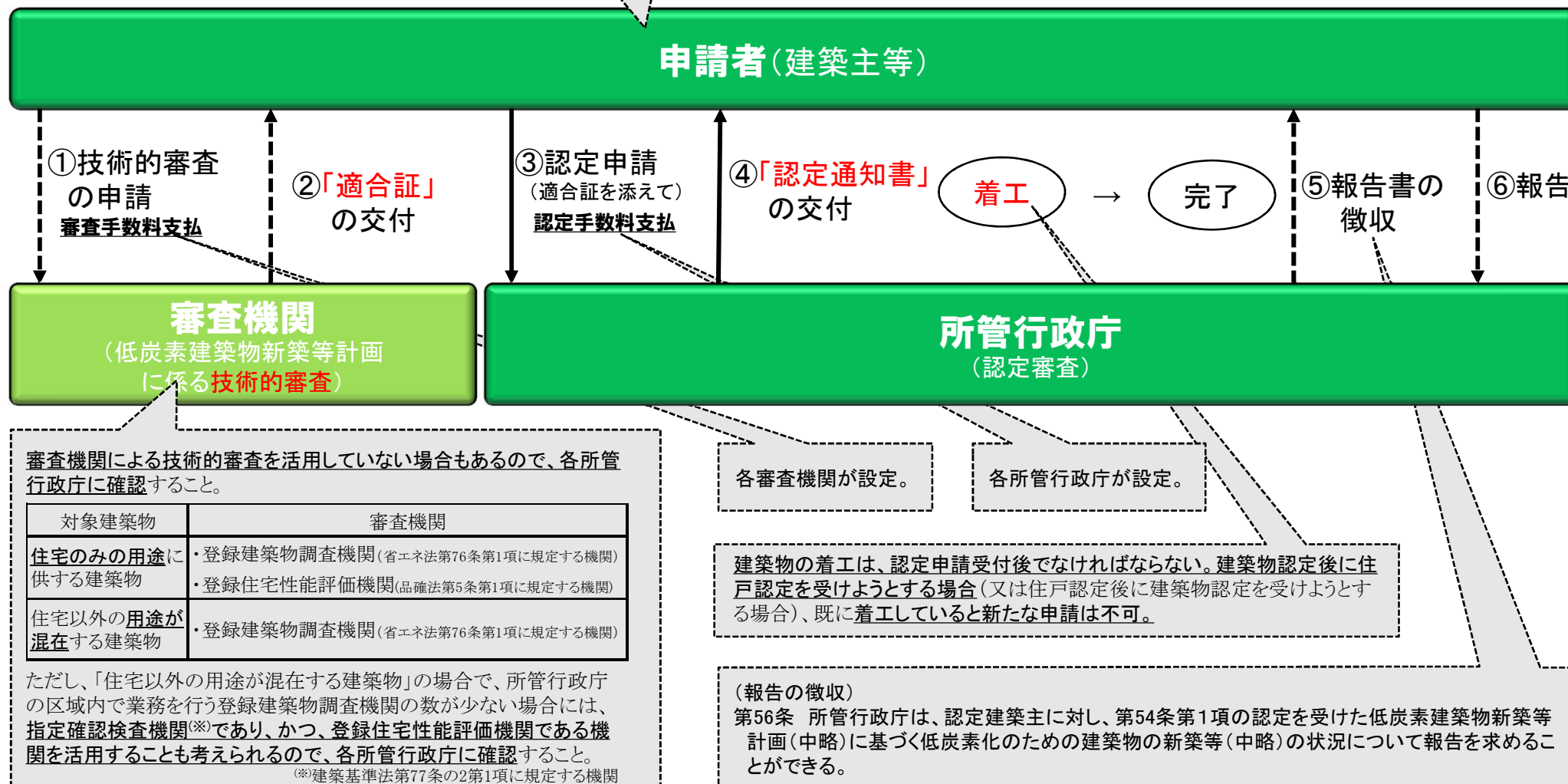
- ⑥ 住宅性能表示:劣化対策等級3
- ⑦ 木造住宅であること
- ⑧ 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用

又は

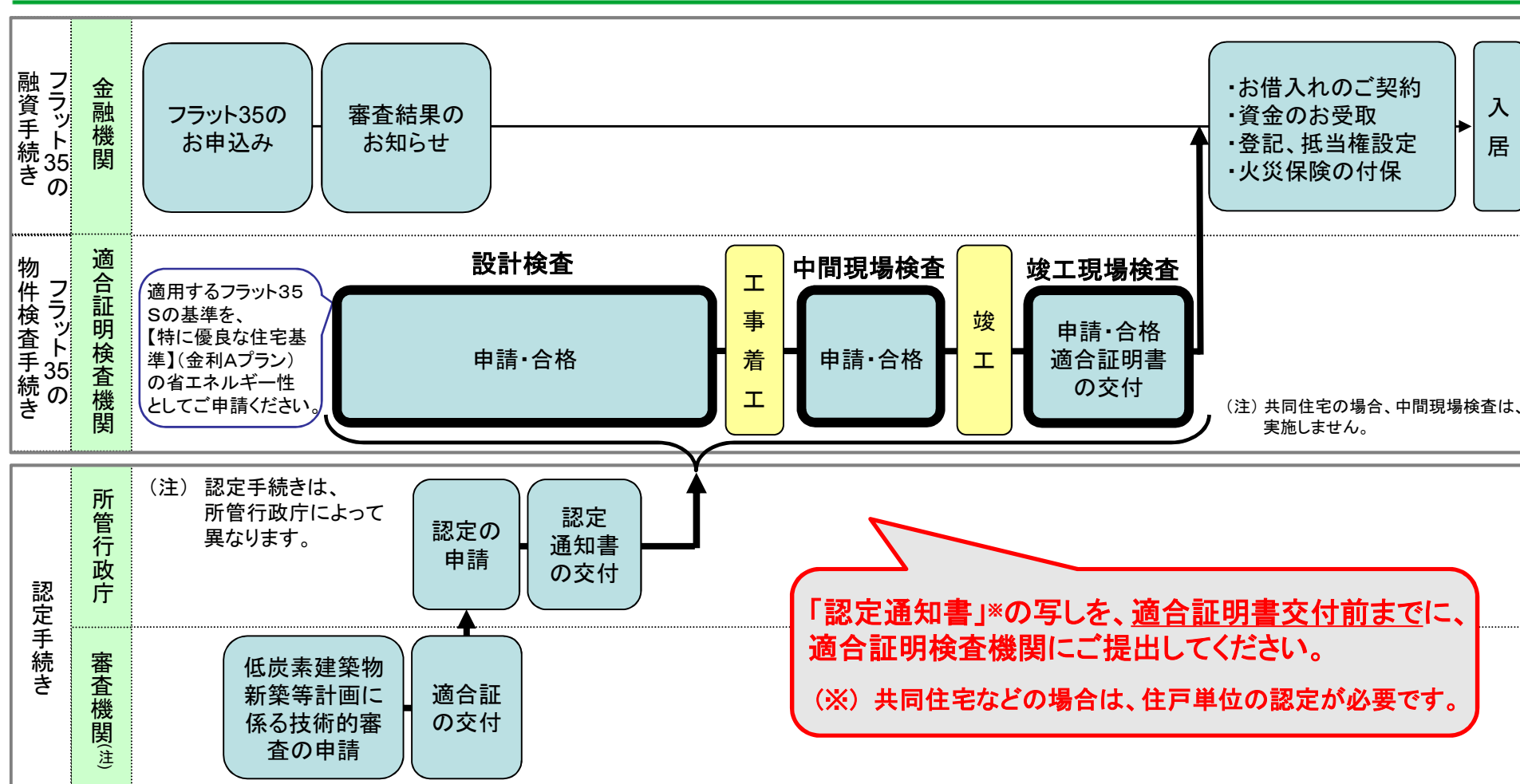
標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めること

認定手続き(認定手続きの流れ)

申請者は、低炭素建築物を新築しようとする者。(又は増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備等の設置若しくは空気調和設備等の改修をしようとする者)[法律第53条]



認定手続き(【フラット35】の手続きの流れ)



(注) 審査機関＝登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関

- フラット35の物件検査に必要な書類については、「【フラット35】物件検査のご案内」(※)をご覧ください。
- 住宅性能表示制度を活用する場合には、「【フラット35】の設計検査や中間現場検査を省略できる場合があります。また、住宅瑕疵担保保険の現場検査または建築基準法の中間検査を実施する場合には、「【フラット35】の中間現場検査を省略できる場合があります。詳しくは、「【フラット35】物件検査のご案内」(※)をご覧ください。

(※) 一戸建て等の場合=<http://www.flat35.com/files/100028484.pdf> 共同の場合=<http://www.flat35.com/files/100159128.pdf>

<参考>長期優良住宅等との比較

《F35》は、【フラット35】を利用する場合の基礎基準

項目	長期優良住宅 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき認定された住宅)	低炭素住宅 (都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき認定された住宅)	トップランナー基準適合住宅 (エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅事業建築主の判断の基準に適合する住宅)
		市街化区域等内に限定	一戸建てに限定
基準	構造躯体等の劣化対策	劣化対策等級3に加えて、①及び②の措置(木造の場合) ①床下空間及び小屋裏空間毎の点検口の設置 ②床下空間の有効高さを33cm以上	《F35》劣化対策等級2程度(耐火・準耐火以外の場合) 《F35》一戸建て住宅等:炊事室の配管設備に係る点検口等の設置
	可変性	共同住宅・長屋の場合、躯体天井高(住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間)が、2.65m以上	—
	維持管理・更新の容易性	維持管理対策等級(専用配管・共用配管)3(ガス管に係る運用等有り) 更新対策等級(共用排水管)3	—
	耐震性	①又は②のいずれか ①耐震等級(倒壊等防止)2以上(限界耐力計算の場合の追加規定有り) ②免震建築物(住宅性能表示基準で規定される免震建築物)	—
	バリアフリー性能	共同住宅等の場合、高齢者等配慮対策等級(共用部分)3 (ただし、手すり、段差及び高低差については適用しない)	—
	省エネルギー性能	平成11年省エネ基準による外皮性能(省エネ対策等級4)	新しい省エネ基準(H25年1月改正)による外皮性能 + 新しい省エネ基準(H25年1月改正)に比べ一次エネルギー消費量▲10%
	低炭素化の促進	—	①～⑧から2つ以上又は、標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めること ①節水機器(節水便器等)、②雨水、井水又は雑排水利用設備、 ③HEMS、④太陽光発電設備等+蓄電池、⑤緑化等、 ⑥劣化対策等級3、⑦木造住宅、⑧高炉セメント等の使用
	維持保全期間	建築後の住宅の維持保全期間が30年以上	—
	維持保全計画	構造耐力上主要な部分の仕様、点検項目及び予定時期指定 等	—
	街並・景観	良好な景観形成など地域の居住環境維持・向上への配慮	—
	住戸床面積	一戸建住宅:75㎡以上・共同住宅等:55㎡以上 ただし住戸の少なくとも一の階は40㎡以上 所管行政庁が55㎡(共同住宅等は40㎡)以上で別に定める場合はそれ以上	《F35》一戸建て住宅等:70㎡以上

税制等	税制	住宅ローン減税	控除対象借入限度額等の引き上げ(平成25年入居の場合) 控除対象借入限度額:2,000万円<最大控除額:200万円>[一般の住宅] →控除対象借入限度額:3,000万円<最大控除額:300万円>[長期優良]	控除対象借入限度額等の引き上げ(平成25年入居の場合) 控除対象借入限度額:2,000万円<最大控除額:200万円>[一般の住宅] →控除対象借入限度額:3,000万円<最大控除額:300万円>[低炭素]	—
		登録免許税	税率の引き下げ ※<>内はマンションの場合 所有権保存登記:0.15%[一般住宅特例]→0.1%[長期優良] 所有権移転登記:0.3%[一般住宅特例] →0.2%<0.1%>[長期優良]	税率の引き下げ 所有権保存登記:0.15%[一般住宅特例]→0.1%[低炭素] 所有権移転登記:0.3%[一般住宅特例] →0.1%[低炭素]	
		所得税	※住宅ローン減税との重複利用不可 標準的な性能強化費用相当額(上限500万円)の10%相当額を控除	—	
		不動産取得税	課税標準からの控除額の増額 1,200万円[一般住宅特例]→1,300万円[長期優良]		
		固定資産税	一般住宅特例(1/2減額)の適用期間の延長 ※<>内はマンションの場合 3年<5年>[一般]→5年<7年>[長期優良]		
		容積率特例	—	低炭素化に資する設備(蓄電池、蓄熱層等)について、通常の建築物の床面積を超える部分は、容積率算定の対象外	
	【フラット35】		【フラット35】S(金利Aプラン)		

<参考>情報入手先

○ Q&A、審査機関や所管行政庁に関する情報 (一社)住宅性能評価・表示協会(<http://www.hyoukakyoukai.or.jp/teitanso/index.php>)

○ 国土交通省HP【低炭素建築物認定制度 関連情報】
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html)

○ 各公共団体のHP等【神奈川県】